

所管事項調査に関する資料（追加）

目次

	ページ
1 （仮称）長崎市三重学校給食センター整備運営事業における 実施方針について	1～2
2 （仮称）長崎市三重学校給食センター整備運営事業実施方針	〔別 冊〕
3 （仮称）長崎市三重学校給食センター整備運営事業要求水準書	〔別 冊〕
4 これからの長崎市の学校給食	〔別 冊〕

教 育 委 員 会
令 和 元 年 6 月



(仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業における 実施方針について

1 事業の目的及び基本理念

(1) 目的

長崎市では、市立の小中学校において完全給食を実施しているが、調理機器の設置の有無により献立内容に学校間で違いがあること、食物アレルギーへの対応が現行の給食室では困難であること、給食室の多くが老朽化していることなどから、今後の学校給食のあり方を検討する中で、学校給食施設を集約化し、新たな学校給食センターを建設することとしている。

学校給食センターは、高度な衛生管理への配慮を行い、食物アレルギーを有する児童・生徒に対しても給食提供を行うなど、質的向上を図る一方で、維持管理及び運営経費について効率化を図る必要がある。

そこで、本事業は、新学校給食センターの整備・運営を検討するにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、施設の設計業務、建設・工事監理業務、維持管理業務及び運営業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者に委ね、安全でおいしい給食を提供するとともに、長期的な観点で施設の維持管理と運営のコストの縮減を目指すものとする。

(2) 基本理念

- ア. 安全で安心な給食の安定的な提供
- イ. バリエーションに富んだ適温給食の提供
- ウ. 食物アレルギーへの適切な対応
- エ. 郷土料理等の献立の採用と地産地消の推進
- オ. 学校・家庭・学校給食センターが連携した食育の推進
- カ. 環境対策を積極的に推進するとともに、近隣住宅等への影響に配慮
- キ. 高品質かつ効率的な施設整備と運営
- ク. 災害時における設備の活用

2 施設整備運営の内容

(1) 事業予定地

所在地：長崎県長崎市豊洋台2丁目56番地260、261

敷地面積：約7,700㎡

(2) 事業概要

8,000食/日（アレルギー対応食 150食/日を含む）の調理能力を有する新学校給食センターの設計・建設及び維持管理・運営を行う。

(3) 事業方式

事業者が、新学校給食センターの設計・建設等の業務を行い、本市に所有権を移転した後、維持管理及び運営業務を遂行する方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

(4) 事業期間

事業契約締結日から令和18年7月31日まで

3 事業者の選定

(1) 選定方法

民間事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力及び本事業の継続性・安定性等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 地場企業への配慮

- ア. 参加資格として代表企業、構成企業又は協力企業のうち、1者以上は長崎市内に本店を有する者であることを条件付ける。
- イ. 給食調理業務を実施する協力企業のうち長崎市内に本店又は支店等を有する者は複数の応募者の協力企業となることを可能とする。

4 今後のスケジュール(予定)

日程	内容
令和元年6月24日	実施方針・要求水準書の公表
令和元年7月中旬	特定事業の選定及び公表、募集要項等の公表
令和元年9月下旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和元年12月中旬	事業契約締結
令和3年9月1日まで	設計、建設、工事監理、開業準備
令和3年9月2日から	給食提供開始、維持管理、運営

5 公表について

本事業に関する情報は、適宜、本市ホームページで公表する。